

平成 23 年度 8020 公募研究報告書抄録

研究課題：歯科保健条例制定による歯科保健政策の推進状況調査

研究者名：田口千恵子¹⁾，有川量崇¹⁾，田浦勝彦²⁾，小林清吾¹⁾

所 属：日本大学松戸歯学部公衆予防歯科学講座，東北大学病院予防歯科学¹⁾

【目 的】

平成 20 年 7 月に新潟県で「歯科保健推進条例」が制定されたのを契機に，北海道，長崎県など現在，1 道 22 県 10 市町村において，口腔保健に関する条例が制定され，地域における歯科保健政策を積極的に推進しようとする自治体が増えてきている。一方，国においては，「歯科口腔保健の推進に関する法律」が平成 23 年 8 月に制定・施行され，現在，この法律に基づく基本指針の策定作業が行われており，歯科保健に関する法律的基盤の整備が進められている。

本調査の目的は，歯科保健に関する条例制定による各自治体の歯科保健施策に対する取組状況の変化を調査するとともに，今後，制定を検討している自治体への情報提供の基礎資料を収集することである。

【対象および方法】

調査対象は，「歯科保健条例」を平成 20 年～平成 23 年 12 月までに制定した 32 自治体（1 道 22 県，9 市町）とした。方法は，32 自治体に対し自記式質問票調査を行った。質問票は郵送し，回答は郵送，メールによった。質問項目は，歯科保健条例の制定年月日，歯科保健条例制定の経緯，歯科保健条例での規定条項（県歯科保健計画の有無・市町村歯科保健計画の有無・歯科保健に係る調査実施の有無等），歯科保健条例のキーワード，歯科保健に係る基盤整備の状況，歯科保健事業の推進状況，歯科保健に係る予算の状況，歯科保健条例制定の効果である。

【結果および考察】

質問票の回答は 21 自治体より得られた（回収率 65.6%，道県 69.6%，市町 55.5%）。歯科保健に関する条例提出の経緯は，議員提出 16 自治体（76.2%），県（道・市町）提出 5 自治体（23.8%）。条例に記載される項目について，県または市町と関係者の責務及び役割はすべての自治体で記載されていた。一方，市町村歯科保健計画等のガイドライン策定については，4 自治体（19.0%）のみであった。条例のキーワードとして，最頻出は，県民（市民，住民，参加，役割含む）であり 7 自治体（33.3%）であった。歯科保健にかかる基盤整備や事業の推進状況については，6 県と 2 市町で条例制定後に，新たに歯科保健計画の策定が行われて（予定）いる。重点施策については，制定後，フッ化物を用いたう蝕予防に言及する自治体が 6（28.6%）あった。歯科保健医療にかかる予算総計が増加した自治体は，10 県で，そのうち 6 県については対前年比で 30%以上の増加を示している。歯科保健の目標値設定と達成度の把握状況について，目標値設定あり，達成度把握ありの自治体は，15（71.4%）であった。条例制定後の職員の意識について，財政担当者の意識は制定前と変わらない自治体が 8（38.1%）と最も多かった。歯科保健担当者の意識は制定前より積極的になった自治体が 10（47.6%）であった。変化なしの自治体が 6（28.6%）であった。

本研究より条例制定前後による基盤整備や事業推進に関しては，明確な差は認められなかったものの推進する傾向にあった。また，職員の歯科保健に関する意識の向上が認められた。各自治体において，条例制定を契機に，目標値設定や達成度を把握し，具体的な歯科保健事業が展開されていることが示唆された。